「戦争法」は
違憲だ！
原告団ニュース No. 6

「戦争法」違憲訴訟の会
連絡先：〒530-0047　大阪市北区西天満 1-9-1
パークビル中之島 501 号　冠木克彦法律事務所気付
TEL：06-6315-1517　FAX：06-6315-7266

ニューヨークタイムズ　2013.12.22

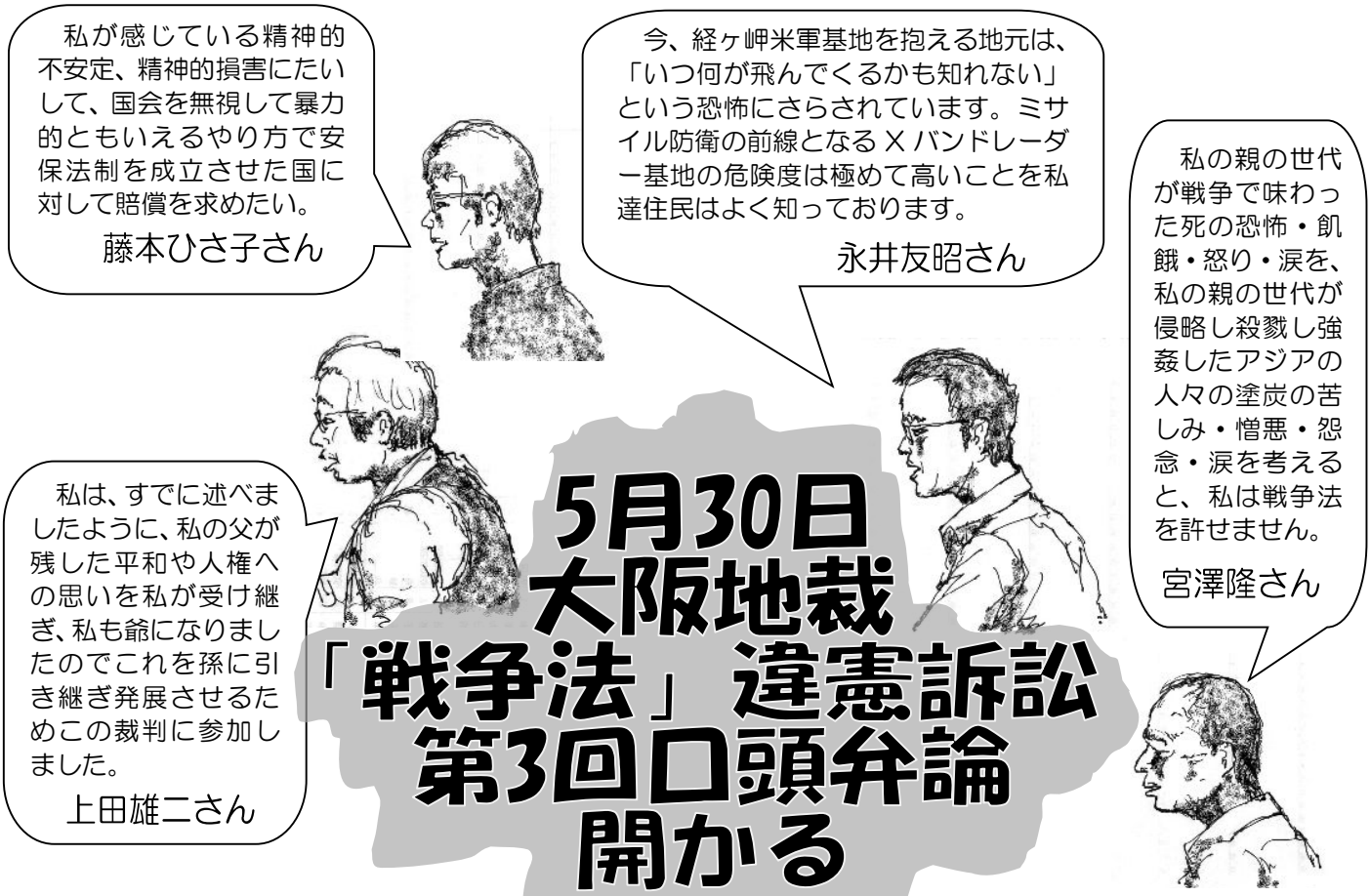

5月30日 大阪地裁「戦争法」違憲訴訟 第3回口頭弁論 開かる

報告：岡本隆吉

５月３０日の法廷は１００席がほぼ満員弁護団の後ろへ約２０名に座っていただきました。

最初の口頭陳述は上田雄二さん、車椅子で少し緊張気味でしたが証言台へ近づき大きな声で陳述されました。家族内や周囲での差別を克服して来た体験を振り返り、戦争への道を止めたい切なる願いの陳述に大きな拍手が沸き起こりました。裁判長の「法廷内での拍手は止めてください」と言う呼びかけも聞き取れない程でした。

二人目は京丹後から福知山線に乗ってきて頂いたＸバンドレーダー基地に反対している住民代表の事務局長永井友昭さん。レーダー基地は北朝鮮を想定して建設されているもので、住民にとっては他国からの新たな標的となり、不安が増大した上で更に戦争法の具体的実行が、その不安を極限までに達している事を切々と訴えられ、またまた大きな拍手。裁判長の静止発言もかき消されていました。

三人目は藤本ひさ子さん。両親から聞いた戦争体験から鉄砲、花火、雷音への恐怖症、中学の時の歴史授業で、日本軍がした中国での残虐行為に気分を悪くしてトイレに駆け込んだ体験に基づく陳述は説得力があり、安保法制の戦争への道は絶望的として、人権を

守る憲法の番人の裁判所に希望を託す切なる訴えに更なる大きな拍手が送られた。この時裁判長はもう拍手の制止を求める事もしなかった。

最後は千葉から駆けつけていただいた宮澤隆さん。満蒙開拓移民全国１位の長野県で１９歳まで過ごし、引き上げやシベリア抑留の体験を聞かされていた。父親から「侵略したのだから日本人が悪い」と言われたことを思い出し、「戦争は国家による殺人以外の何物でもありません」「子ども達に引き渡さなければならないのは平和です」と結んだ。そうだ！と思わず叫びそうになった。拍手も長く続いた。

４人とも心にジーンと響く感動の陳述でした。裁判長にも伝わったのでしょう。時間はオーバーしていましたが、弁護団からの陳述も求めてくれました。藤原航弁護士が、弁護団を代表して本件訴訟の根幹部分ある処分性と原告適格、人格権についての口頭陳述がなされました。

裁判閉廷後、傍聴者は中之島公会堂まで移動し、そこで再度意見陳述をした方々に言い足らなかったことを話していただき、また４人の弁護団による今日の裁判内容の解説と原告の皆さんと意見交換して夕刻からの前田哲男さんの集会に向け一旦解散いたしました。平日の昼間のことでありましたが、傍聴に参加されたたくさんの皆さん、意見陳述を準備された原告の方々にお礼申し上げます。

報告：5.30『戦争法』違憲訴訟提訴１周年記念講演会

日本を戦争ができる国にしてはならない！

『戦争法』違憲訴訟の第三回口頭弁論が五月三〇日大阪地裁で開かれ、その後、『戦争法』違憲訴訟の会主催の、提訴１周年の記念講演会がエルおおさかで開かれ、一二〇人の人々が参加しました。

◆◆

初めに、会を代表して服部良一さん（共同代表）があいさつ、「今日の裁判は、原告適格性、被侵害利益・処分性をどう立証していくかという意味で重要な局面の裁判だった。戦争法によって自衛隊がどのように変容していくのかを、今日の講演でしっかり学んでいきたい」と述べました。事務局（岡本隆吉さん）からは、この一年間の会の活動経過と財政報告、安保法制違憲訴訟の全国情況の報告がありました。

◆◆

冠木克彦弁護士（弁護団長）は、「この裁判は全国的に広がっており、全国で二一地裁約六千数百の原告だ。現在腐敗的な政治現象が起きている中で、最も重要な戦争と平和の問題をまともに提起している政党がみあたらない。そのような中で市民運動が違憲訴訟を提起している。過去の経験を現代につなげ、目の前で起きている危険を訴える、この二つを全国に広め宣伝していきたい。過去の戦争被害を確定しそれが現在に続いていることを訴えていくことで、世代交代の進行によりガラッと世論が変わって行くのを食い止める、朝鮮半島危機の中で何かことが起きたらどういう事態になるのか、具体的に語っていかねばならない。戦争法ができたことで自衛隊法が変わった。その逐条解釈をしていくと大変なことになっている。そのことを含めて、次回の準備書面をつくっていきたい」と、裁判の意義について語りました。

前田哲男さん（軍事評論家）が、「日本を戦争ができる国にしてはならない！」と題した記念講演をしました。以下は要旨です。

◆◆

■はじめに

ＧＰＳ捜査は違憲だという最高裁判決もあったのだから、戦争法の危険を訴え、司法が行政を縛ることが必要だ。むずかしいことだが不可能ではない。朝鮮半

島危機の中で、戦争発動が現実の問題になっているとき、違憲か合憲かではない現実との接点が存在しているのだから、危険を訴える訴訟の意義は大きい。

■よみがえる『一九八四』

大変な個性の持ち主であるトランプ大統領と五年目になる安倍首相の二人は、朝鮮半島危機を左右する要因になると思う。トランプが登場し、『一九八四』（ジージ・オーウェル）に書いてあることが現実になったと、この小説は米国でベストセラーになった。戦争は平和である（憲法九条の下で「戦争法」を制定）・自由は屈従である（「秘密保護法」や「共謀罪」による威嚇）・無知は力である（「弾道ミサイル落下時の行動」指示）というわけだ。

北の核ミサイルに悪乗りして恐怖をあおるのは、安倍政権の危機管理の手口だ（国民保護ポータルサイト参照）。それは、「頑丈な建物に避難を」や「地面に伏せれば新型爆弾恐れるに足らず」という、原爆投下時の防空総本部や大本営陸軍部の指示そっくりだ。四月二九日北のミサイル発射に対し、東京メトロや北陸新幹線が止まったが、そのことに何の意味もない。日本は原爆を何も教訓化していない。安倍内閣は、ミサイル危機をあおり国民の動きを統制し、ミサイルの脅威を口実に専守防衛崩しを図っている。そもそも核の脅威の始まりは、米ソの核軍拡競争だった。安倍政権は、北の核のみが脅威であるかのようにいい、自民党の検討チームは、「敵基地攻撃能力」の保持を安倍首相に提言した（三月三〇日）。ＰＡＣ３とイージス艦からの巡航ミサイルの間に地上発射型ミサイルを入れたミサイル防衛のための装備を米国から導入しようとしている。一兆円の予算が必要だ。先制攻撃するとなると、歴代内閣が守ってきた専守防衛と財政コントロール（防衛費はＧＤＰの一％）という二つの歯止めがなくなる。文民統制も歯止めの一つだ。ＧＤＰの一％枠については安倍政権になって崩れた。最近統幕議長が憲法九条の改正に言及し、憲法に自衛隊が盛り込まれたら、自衛隊の根拠規定ができるので一自衛官としてはうれしい、と発言した。これは自衛隊法違反だ。自衛隊法六一条は、選挙権の行使以外の政治活動を禁じている。

統幕議長が発言を理由に解任されたのは過去二度ある。しかし今回、内閣は注意すらしていない。自衛隊は南スーダンＰＫＯから撤退したが、次に派遣されるときは、初めからかけつけ警護や宿営地の共同防護が任務となる。

■自衛隊法逐条分析が必要だ

安倍政権は戦争法（全部で十一の法律）を一括成立させた。国会は、立憲主義や集団的自衛権については審議したが、戦争法の成立で変わる自衛隊法の逐条審議をしていない。自衛隊はこの改正された自衛隊法で動いていく。

自衛隊法の改正の例を一つ上げると、自衛隊法九五条の二の改正により、武器防護規定を米艦防護にも適用した。もとはといえば、戦闘状態の現場から邦人輸送中の米輸送艦を防護するということだった。「戦争国から逃れようとしているお父さんやお母さん、おじいさんやおばあさん、子供たちかもしれない。彼らの乗っている米国の船を今、私たちは守ることができない」、これは、安倍首相が二〇一四年五月一五日記者会見を開き、集団的自衛権行使が必要だと国民に訴えたときに使われたパネルの文言だった。このように触れ込みしながら、防護すべき米艦とは実はカールビンソンだったのだ。もし、米朝が海上で衝突すれば、米艦防護は、日本を米朝戦争に引きずり込む。安倍首相は、米艦防護の中身については、米軍の情報を漏らす

ことになるので、「実施の逐一についてはお答えすることは差し控えたい」（五月八日）と述べた。米艦防護はＢ５２やＦ３５戦闘機防護にいくらでも拡大できる。北ベトナム爆撃がトンキン湾事件から広がったように、はずみで戦争は始まる。

■「働く自衛隊」という対抗構想を！

日本は、トランプ政権の望むがままに追随していく。その結果何が起きるのか。対「北朝鮮ミサイル防衛」の最前線になる（共同哨戒・ＴＨＡＡＤミサイルの導入）。対「中国海洋封じ込め戦略」の鉄砲玉になる（南シナ海での米軍の「海洋の自由作戦」への参加）。対「イスラム国壊滅作戦」への派兵（国際平和支援法により、多国籍軍ｏｒ有志国連合の一員に引きずり込まれる）。

このままでは、日本は「本当に戦争をする国」になってしまう。「特定秘密保護法」と「共謀罪」で物言えぬ社会が到来。国家非常事態法の新設で基本的人権の一時停止。最後に、総仕上げとしての「九条改憲」がやってくる。しかし、「世論は九条改憲」など望んでいない。国民が望んでいるのは「はたらく自衛隊（戦う自衛隊ではなく）」だ。民意に沿った対抗構想の提示がこそが必要だ。それがいま、護憲勢力がなすべきことではないのか。私がかつて「平和基本法案」を提案した時、革新政党側から批判された。しかし、三年に一度内閣府が実施する「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（三〇〇〇人対象、面接聞き取り方式）では、結果の傾向はずっと変わっていない。二〇一五年調査結果で見ると、自衛隊に良い印象を持っている（九二・二％）。自衛隊に対する関心のある理由として、日本の平和と独立にかかわるから（四六・一％）、大規模災害などで国民生活に密接なつながりがある（二六・五％）。自衛隊が存在する目的は、災害派遣（八一・九％）。自衛隊が今後力を入れていく面は、災害派遣（七二・三％）、国の安全確保（六九・九％）である。

冷戦終結後、ＥＵ主要国は兵員数を激減させたが、自衛隊は全く変わっていない。一九九一年と二〇一六年の比較では、ドイツは四七万六三〇〇から一七万六八〇〇、フランスは四五万三一〇〇から二〇万二九五〇になった。自衛隊は二四万六〇〇〇から二四万七〇〇〇だ。この傾向は、戦車・作戦機・主要戦闘機などの主要兵器数でもほぼ同様だ。

「自衛隊は違憲だ」というだけではなく、民意の内容やＥＵ主要国の例などを考えた対抗構想が必要だ。（以上講演）

■質疑応答から

若干の質疑応答の中から、二点のみあげておきます。

①　第一次朝鮮戦争の時は、北朝鮮は日本を攻撃する力がなかった。今はその力がある。
今、米朝鮮戦争が起きたとき、日本に米軍基地があるから日本は交戦国になる。日本（の米軍基地）から北朝鮮への直接攻撃は認めないという運動をつくる必要がある。安保では事前協議の対象となるはずだ。

②　自民党の検討チームは敵基地攻撃能力の保持を提言しているが、米国マチス国防長官は、北朝鮮への攻撃は慎重にならざるを得ないと言った。それにはいくつかの理由がある。攻撃を始めても米軍が勝てるかどうか、明確な自信がない。韓国に駐留している米陸軍第二師団の安全は確保できるのか。韓国のソウルは守れるのか、などの問題がある。

しかし戦争は、偶発的な出来事から起こるかもしれない。本来なら、そうならないようにするのは日本の役割であるはずだ。

（記：齋藤郁夫）

米空母2隻と海空自が訓練

日本海

海上自衛隊と航空自衛隊は1日、日本海で米海軍の原子力空母「カール・ビンソン」と「ロナルド・レーガン」をそれぞれ中心とする空母打撃群と共同訓練を始めた。米空母2隻との訓練は極めて異例。3週連続の弾道ミサイル発射など挑発的行動を続ける北朝鮮に対し、日本海に日米の艦艇計12隻が並ぶ姿を示すことで、けん制を強める狙いがある。

自衛隊や米軍によると、訓練は北陸の沖合で実施され、海自からヘリコプター搭載護衛艦「ひゅうが」とイージス艦「あしがら」が、空自からは小松基地所属のF15戦闘機がそれぞれ参加。米軍からは両空母のほか、それぞれの空母打撃群の巡洋艦と駆逐艦計8隻や艦載機のFA18戦闘攻撃機が参加し、戦闘機の模擬戦闘訓練などを実施した。海自との訓練は3日、空自とは2日まで続ける。【前谷宏】

日本海で共同訓練を実施した米空母「ロナルド・レーガン」（右手前）と「カール・ビンソン」（右奥）および海上自衛隊の護衛艦「ひゅうが」（右中央）や航空自衛隊のF15戦闘機など＝自衛隊提供

2017年6月2日　毎日新聞

ー事務局からの報告ー 次回、第４回口頭弁論は９月６日（水）１５時～大阪地裁

皆様お元気ですか。いつもお世話になります。簡単にこの間の裁判の経緯についてご報告いたします。

―「戦争法」違憲訴訟の会事務局　岡本隆吉

1、簡単な活動経過

①昨年５月28日に難波市民学習センターで初の原告集会を開催して、6月8日国家賠償請求訴訟を702名、自衛隊出動差止等請求を11名で提訴しました。又、10月28日には南スーダンＰＫＯ派遣差し止め請求を34名で提訴致しました。

②11月21日には国家賠償請求訴訟第二次提訴を298名で致しました。

③この間、会としては違憲訴訟準備会発足以来ほぼ月１回の運営委員会で３１回を開催してきました。弁護団は18回の弁護団会議をしてきました。この他集会企画と案内ビラ配布、ニュース作成や準備書面印刷や郵送等の活動をしてきました。

④訴訟の法廷審議は去る5月３０日３回目が終わり、次回第４回目は9月6日１５時から２０２号大法廷です。原告を代表してこれまでに第１回目の公判では、米澤氏、有元氏、辻村氏、藤田氏に陳述していただき、第２回目では永久氏、赤羽氏、第３回目では上田氏、永井氏、藤本氏、宮澤氏等計１０名に陳述して頂きました。次回も法廷での口頭陳述をしていただく予定です。

2、財政的報告

①「戦争法」違憲訴訟の名称の前は「集団的自衛権行使容認の閣議決定の違憲訴訟検討会」と言う名称で検討していました。その当時は貴重なカンパをいただきそれに頼って活動していました。

②現在の名称に変更してからの会計報告は、前回お手元に郵送しました「原告ニュース５号」でも報告させていただいていますが、

●収入：（繰越金を含め）
４、５８２，７９８円

●支出：印紙代・弁護士料・会場費・郵送費等
２，４５０，８５２円

●繰り越し：
２，１３１，９４６円

●新年度の活動費（支出）を少なく見積もって
１，８６０，０００円（予定）

3、会費の振込お願い

ついては、今年の会費（年間1，０００円）を皆さんのお振込みをお願いして、振込用紙を同封させていただきました。振込済みの方は６月10日現在で365名です。まだ半数にも至っていません。早急に振込していただくようお願い致します。（既にお振込みされている方には振込用紙を入れておりません。）

4、全国の新安保法制違憲訴訟、裁判進行の状況

①全国では１８地裁で裁判が提起されています。全国の原告総数6128名(5月３１日現在)。東京では３つ、札幌と福岡で２つの裁判進行中。
提訴確定３地裁(鹿児島、釧路、沖縄)。
二次提訴予定（札幌、横浜）
三次提訴予定（東京、埼玉）

②裁判進行状況・公判期日等
埼玉・福岡・宮崎・岡山7/12　　京都7/20
東京7/２４　　神奈川7/27　　山口8/16
群馬8/30　福島9/13　長野9/22　長崎9/25　となっております。

追悼：泥憲和さん　（享年６４歳）

昨年、１０月２８日に、当会の主催で「自衛隊は南スーダンに行くな」と銘打って、泥憲和さんにご講演をお願いしました。その講演内容は文字にしたもののパンフ化しようかどうか、また南スーダンでの事態に危機感を高めていた矢先に、突然にも憲法記念日の５月３日、６４歳の若さで急逝されたという報が舞い込みました。集会後の飲み会にも参加され、とてもそのようには見えませんでしたのに、大変残念です。訴訟における泥さんの存在は大変重要なものでした。ご冥福を心よりお祈りいたします。（古橋）

2017.03.29　毎日新聞記事

■編集後記

戦後、謀略政党として結成された自民党は、今や安倍政権を筆頭に特定秘密保護法の強行採決に続き「戦争法」の強行採決を行い、そして半年後の３月に施行されて早１年以上が過ぎました。同時に「戦争法」違憲訴訟の会も提訴１年を迎えたわけですが、またもや「共謀罪」の強行採決の有様を見て唖然とするしかありません。

６年前のフクイチ事故以降の日本には、いかにアジアの中で孤立しようとも国内にあっては「戦争の恐怖」以上に事を覆い隠す術はないのかもしれません。しかしながら、その結果として次々と身の回りで起きる出来事に、どこまで見て見ぬふりをすることが可能か、未来に生きる人々はどこかでこれら一連の決算を迫られるのでしょうが、その事が米軍の駐留を手放せない理由でもあります。

僕自身は、この違憲訴訟含め、能う限りにおいて主権の存するところはどこであるかを実証したい（古橋）。

高作正博さん講演録
好評販売中！300円
Ｂ５版　44ページ